

野球場使用方法に関する注意事項

<共通注意事項>

1. 利用者は、許可を受けた者に限る。
2. 利用者は、許可された目的及び時間以外の使用を禁止する。
3. 競技場内での飲酒、喫煙及び火気の使用は禁止する。
4. 競技場内での飲食は、健康管理上必要となる給水を除き禁止する。
5. 競技場内へ持ち込んだ器具・用具類、不要な物を放置してはならない。
6. 競技場内へ革靴、下駄、スリッパ等で立ち入ることを原則として禁止する。
7. 競技場内への自動車、単車及び自転車の乗り入れを禁止する。
8. 競技場を共同使用する場合は、特に事故防止に注意しなければならない。
9. 施設を損傷する行為や近隣住民に迷惑を及ぼすような行動は、厳に慎まねばならない。
10. 施設・設備品を破損した時は、速やかにスポーツ・健康科学教育研究センターまたは守衛室に届け出ること。
11. 特別警報又は暴風警報が発表された場合は、施設を使用して活動することはできない。施設使用中に発表された場合は、直ちに活動を中断すること。
(注) 本学の特別警報及び暴風警報の場合の授業の取扱いに準ずる。
12. 雷鳴が聞こえる等、落雷発生の可能性が生じた場合、直ちに屋外での活動を中断すること。活動の再開については、安全に十分配慮すること。

<人工芝グラウンド共通注意事項>

1. 金属刃スパイクで入ることは、原則として禁止する。
2. ベンチ等の必要なものを除き、人工芝グラウンド内に物を持ち込んで是不なる。
3. 散水は、充填剤・砂が移動しないよう一箇所に撒かず均等に撒くこと。
4. グラウンドに入る場合は、シューズの泥をよく落とすこと。
5. 同じ箇所を繰り返し使用すると摩耗の原因となるため、なるべく違う箇所を使用すること。
6. 人工芝の上にローリングタワー等の重量物を置く場合は、脚部にコンクリートパネルを敷くこと。また、転倒防止に留意すること。

<その他注意事項>

1. 人工芝（外野部分）でウォームアップやクールダウンを行う時は、トレーニングシューズに履き替えること。
2. 人工芝でトスバッティングやノックは行わないこと。
3. 金属刃スパイクの使用は、原則禁止とするが、特定練習および試合の時のみ認め

るものとする。

4. 可動式ケージ等は、原則として人工芝内に入れないこと。
5. 使用した用具（特にボール）が、グラウンド内に放置されていないことを確認し、退場すること。
6. グラウンド使用後は、内野部分及びブルペンを必ず整地すること。
7. グラウンド使用後は、ケージ類を所定の場所に整理すること。
8. グラウンド整備用具（トンボ、ブラシ）は、使用後必ず倉庫に収納すること。
9. 照明を使用する時は、守衛室に申し出ること。
10. 前各号に掲げるもののほか、管理上または運営上、不適な行為はしないこと。

以上の注意事項に違反した時は、以後使用を認めない場合がある。

（平成 27 年 2 月 23 日）